

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）および中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第70条の2および第73条の10の2関係）
- (2) 中小企業等経営強化法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（付則第8条関係）
- (3) (2)はこの条例の公布の日から、(1)は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第70条まで 省略</p> <p>(環境性能割の納付の方法の特例)</p> <p>第70条の2 <u>環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織 (以下この条および第73条の10の2において「電子情報処理組織」という。) を使用して新規登録または移転登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第69条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を施行規則第9条の16に規定する方法により納付しなければならない。</p> <p>第71条から第73条の10まで 省略</p> <p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第73条の10の2 <u>種別割の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> <u>第3条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16に規定する方</p>	<p>第1条から第70条まで 省略</p> <p>(環境性能割の納付の方法の特例)</p> <p>第70条の2 <u>環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織 (以下この条および第73条の10の2において「電子情報処理組織」という。) を使用して新規登録または移転登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第69条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を施行規則第9条の16に規定する方法により納付しなければならない。</p> <p>第71条から第73条の10まで 省略</p> <p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第73条の10の2 <u>種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> <u>第6条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16に規定する方に</p>

法により徴収する。

第73条の11から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から14まで 省略

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第13条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

以下 省略

より徴収する。

第73条の11から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から14まで 省略

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第20条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

以下 省略